

神戸市北区マスコットキャラクター使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市北区役所が定めた、神戸市北区マスコットキャラクター及び付随するイラスト・ロゴマーク等（以下「マスコット等」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 マスコット等を使用するものは、あらかじめマスコットキャラクター等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、神戸市北区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 神戸市及びその外郭団体が使用するとき。
- (2) 神戸市北区内の自治会等の住民組織が地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (3) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、神戸市北区長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 神戸市北区長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコット等の使用を承認するものとする。

- (1) 神戸市、神戸市北区及びマスコット等の品位を傷つけるとき、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 神戸市、神戸市北区が行う事業及び関連事業等の推進に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) マスコット等を第6条に定める事項に従って使用しないとき。
- (4) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) その他、神戸市北区長がマスコット等の使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、マスコットキャラクター等使用承認通知書（様式第2号）をもって行うものとする。また、不承認の場合はマスコットキャラクター等使用不承認通知書（様式第3号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用期限)

第5条 使用期限は承認日より2年を超えた年の3月31日とする。ただし、更新を妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコット等を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、神戸市北区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡したり、転貸したりしないこと。
- (3) 定められた色、形等を許可なく改造してはならない。
- (4) 原則として、物品等には承認番号を付記すること。
- (5) 承認された物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第7条 マスコット等の使用承認後、承認された内容について変更する場合は、変更する前に神戸市北区長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、マスコットキャラクター等使用内容変更申請書(様式第4号)をもって行うものとする。

3 前項の承認は、マスコットキャラクター等使用内容変更承認通知書(様式第5号)をもって行うものとする。また、不承認の場合はマスコットキャラクター等使用不承認通知書(様式第3号)をもって行うものとする。

(承認の取消)

第8条 神戸市北区長は、マスコット等の使用が本規程及び承認された内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、マスコットキャラクター等使用承認取消書(様式第6号)をもって行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるものの他、マスコット等の取扱について必要な事項は、神戸市北区長が別に定める。

(付則)

この規程は、平成18年12月28日から施行する。

(付則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。